

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 1 月 28 日経企第 1719 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 30 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (ドコモの学割 2016 (家族) の適用)</p> <p>3 平成 28 年 1 月 21 日から平成 28 年 5 月 31 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は X i カケホーダイライトプラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約 (身体障がい者等割引 (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限ります。)の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時に、その X i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモの学割 2016 (家族) ((2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアバックの適用が開始される日 (以下この附則において「適用開始日」といいます。) から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) の基本使用料について 800 円を減額する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。</p> <p>(1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。</p> <p>(2) ファミリーシェアバック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。</p> <p>(3) 共有対象回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がファミリーシェアバックを選択していること。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、当社は、キャンペーン対象期間における各暦月において、その X i が属する共有回線群を構成する他の全ての X i がドコモの学割 2016 (経企第 1689 号 (平成 28 年 1 月 20 日) の附則第 3 項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の適用を受けていないことを確認したときは、当社がその確認をした日を含むその暦月の基本使用料について前項に規定する減額を適用しません。</p> <p>5 料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)のオの規定により X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。</p> <p>6 当社は、ドコモの学割 2016 (家族) の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割 2016 (家族) を廃止します。</p> <p>(1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。</p> <p>(2) ファミリーシェアバックの廃止があったとき。</p> <p>(3) その X i がファミリーシェアバックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の廃止があったとき (そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアバックを選択する場合を除きます。)</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p>

(4) U25 応援割の適用を受けることとなったとき。

(5) ドコモの学割 2016 の適用を受けることとなったとき。

(6) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(7) X i の電話番号保管があったとき。

(8) 名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます）。

(9) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

7 当社は、ドコモの学割 2016（家族）を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までをドコモの学割 2016（家族）の適用対象とします。

ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前月までをドコモの学割 2016（家族）の適用対象とします。

8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、その X i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモの学割 2016（家族）の適用対象とします。

9 ドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第 3 項に規定する減額を適用しません。

10 第 3 項(1)に規定する当社が別に定める端末設備は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

11 平成 28 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間にドコモの学割 2016（家族）の適用を受けることとなった場合の適用開始日は、第 3 項の規定にかかわらず、平成 28 年 2 月 1 日とします。